



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）

目次	(取扱課室名)	ページ
○ 条例		
*1 和歌山県高等学校等教育改革促進基金の設置、管理及び処分に関する条例	(教育委員会) 2
*2 和歌山県学校施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例	(") 3
*3 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(") 4
*4 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(") 12
*5 和歌山県グローバル人材育成基金の設置、管理及び処分に関する条例	(") 19

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県高等学校等教育改革促進基金の設置、管理及び処分に関する条例

1 条例概要

和歌山県高等学校等教育改革促進基金を設置しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県学校施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例

1 条例概要

和歌山県学校施設整備基金を設置しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、教育職員の給与について次のとおり改定することとしました。

(1) 自転車等を使用する教育職員に係る通勤手当の額を引き上げるとともに、駐車場等に係る通勤手当を新設することとしました。(第15条の3関係)

(2) 第二種初任給調整手当を新設することとしました。(第6条、第13条及び第15条の4の2関係)

(3) 特殊勤務手当として、夜間学級担当手当を新設しました。(第16条の2関係)

(4) へき地手当と地域手当との併給の調整を行わないこととしました。(第16条の3関係)

(5) 新たに給料表の適用を受けることとなった教育職員にへき地手当に準ずる手当を支給することとしました。(第16条の4関係)

(6) 期末手当の支給を一時差し止める処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における当該処分を行う旨及びその事由を記載した文書の交付の方式に係る見直しを行うこととしました。(第19条の3関係)

2 施行期日等

(1) 令和8年4月1日から施行します。ただし、次に掲げる規定は、それぞれ次に定める日から施行します。

ア 第16条の3及び第16条の4の改正規定並びに附則第2項及び第4項の規定 公布の日

イ 第19条の3第3項の改正規定及び附則第5項の規定 令和8年5月21日

(2) この条例による改正後の教育職員の給与に関する条例第16条の3及び第16条の4第5項から第7項までの規定は、令和7年4月1日から適用します。

◇ 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、市町村立学校職員の給与について次のとおり改定することとしました。

- (1) 自転車等を使用する市町村立学校職員に係る通勤手当の額を引き上げるとともに、駐車場等に係る通勤手当を新設することとしました。(第17条の3関係)
- (2) 第二種初任給調整手当を新設することとしました。(第8条、第15条及び第17条の4の2関係)
- (3) 養護教諭及び養護助教諭に夜間学級担当手当を支給することとしました。(第18条の2関係)
- (4) へき地手当と地域手当との併給の調整を行わないこととしました。(第18条の3関係)
- (5) 新たに給料表の適用を受けることとなった市町村立学校職員にへき地手当に準ずる手当を支給することとしました。(第18条の4関係)

2 施行期日等

- (1) 令和8年4月1日から施行します。ただし、第18条の3及び第18条の4の改正規定並びに附則第2項及び第4項の規定は、公布の日から施行します。
- (2) この条例による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例第18条の3及び第18条の4第5項から第7項までの規定は、令和7年4月1日から適用します。

◇ 和歌山県グローバル人材育成基金の設置、管理及び処分に関する条例

1 条例概要

和歌山県グローバル人材育成基金を設置しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

条 例

和歌山県高等学校等教育改革促進基金の設置、管理及び処分に関する条例をここに公布する。

令和8年3月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第1号

和歌山県高等学校等教育改革促進基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第1条 公立の高等学校等(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校及び特別支援学校の高等部をいう。)における教育改革を推進するため、和歌山県高等学校等教育改革促進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条の設置の目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和11年6月30日限り、その効力を失う。

和歌山県学校施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例をここに公布する。

令和8年3月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第2号

和歌山県学校施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例

（設置）

第1条 県が設置する学校の施設の整備に要する経費の財源に充てるため、和歌山県学校施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条の経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第3号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（勤務1時間当たりの給与額） 第6条 前条、第17条及び第18条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当並びに初任給調整手当（<u>第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。</u>）の月額の合計額に12を乗じ、これを1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>（手当） 第13条 略 2 前項の手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) <u>第一種初任給調整手当</u> (8) <u>第二種初任給調整手当</u> (9)～(24) 略</p> <p>（通勤手当） 第15条の3 次に掲げる職員には、通勤手当を支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項、<u>第3項</u>及び第5項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から<u>第3項</u>までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下この条において「<u>自転車等</u>」という。）を使用することを常例とする職員（<u>自転車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。） (3) 略</p>	<p>（勤務1時間当たりの給与額） 第6条 前条、第17条及び第18条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当並びに初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、これを1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>（手当） 第13条 略 2 前項の手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) <u>初任給調整手当</u> (8)～(23) 略</p> <p>（通勤手当） 第15条の3 次に掲げる職員には、通勤手当を支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項、<u>第4項</u>及び第5項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項、<u>次項</u>及び第4項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下この項、<u>次項</u>及び第7項において「<u>自転車等</u>」という。）を使用することを常例とする職員（<u>自転車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。） (3) 略</p>

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（定年再任用短時間勤務職員、修学部分休業職員（地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けた職員をいう。）及び高齢者部分休業職員（地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けた職員をいう。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に係る第2号に定める額にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自転車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（定年再任用短時間勤務職員、修学部分休業職員（地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けた職員をいう。）及び高齢者部分休業職員（地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けた職員をいう。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に係る第2号に定める額にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（第4項及び第5項において「運賃等相当額」という。）
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア 自転車等（イの自動車を除く。以下この号において同じ。）を使用する職員

- (ア) 自転車等の使用距離が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
- (イ) 自転車等の使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
- (ウ) 自転車等の使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円
- (エ) 自転車等の使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 1万400円
- (オ) 自転車等の使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万3,500円
- (カ) 自転車等の使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万6,600円
- (キ) 自転車等の使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万9,700円
- (ク) 自転車等の使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万2,800円
- (ケ) 自転車等の使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万5,900円
- (コ) 自転車等の使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万9,100円
- (サ) 自転車等の使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 3万2,300円
- (シ) 自転車等の使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 3万5,500円
- (ス) 自転車等の使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万8,700円

イ 自動車（人事委員会規則で定めるものに限る。イにおいて同じ。）を使用する職員（自動車を使用し、かつ、自動車以外のものを使用する職員を含む。）

- (ア) 自動車の使用距離が片道4キロメートル未満である職員 2,000円
- (イ) 自動車の使用距離が片道4キロメートル以上8キロメートル未満である職員 4,700円
- (ウ) 自動車の使用距離が片道8キロメートル以上12キロメートル未満である職員

- 7,400円
- (エ) 自動車の使用距離が片道12キロメートル以上15キロメートル未満である職員
1万100円
- (オ) 自動車の使用距離が片道15キロメートル以上16キロメートル未満である職員
1万400円
- (カ) 自動車の使用距離が片道16キロメートル以上20キロメートル未満である職員
1万2,800円
- (キ) 自動車の使用距離が片道20キロメートル以上48キロメートル未満である職員
1万2,800円に自動車の使用距離が片道16キロメートルを超える4キロメートルごとに2,700円を加算した額
- (ク) 自動車の使用距離が片道48キロメートル以上52キロメートル未満である職員
3万3,100円
- (ケ) 自動車の使用距離が片道52キロメートル以上55キロメートル未満である職員
3万4,500円
- (コ) 自動車の使用距離が片道55キロメートル以上56キロメートル未満である職員
3万5,500円
- (カ) 自動車の使用距離が片道56キロメートル以上60キロメートル未満である職員
3万5,900円
- (シ) 自動車の使用距離が片道60キロメートル以上68キロメートル未満である職員
3万8,700円
- (ス) 自動車の使用距離が片道68キロメートル以上80キロメートル未満である職員
3万8,700円に自動車の使用距離が片道64キロメートルを超える4キロメートルごとに1,400円を加算した額
- (セ) 自動車の使用距離が片道80キロメートル以上である職員 4万4,300円

(3) 略

- (3) 略
- 3 第1項第3号に掲げる職員で、自転車駐車場又は自動車駐車場(人事委員会規則で定めるものに限る。以下この項において「駐車場」という。)を利用し、当該駐車場の駐車料金を負担することを常例とするもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項第3号に定める額に当該駐車場の人事委員会規則で定めるところにより算出した1か月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額(その額が3,000円を超えるときは、3,000円。第5項において「1か月当たりの駐車料金2分の1相当額」という。)を加算した額とする。

- 3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号及び第5項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前

- 4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(次項において「特別料金等相当額」という。)
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前

項の規定による額

- 4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自転車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第8項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額
- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 6 通勤手当は、支給単位期間(人事委員会規則で定める通勤手当にあっては、人事委員会規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあっては、その翌月)の人事委員会規則で定める日に支給する。
- 7 略
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間(自転車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。
- 9 略

(初任給調整手当)

- 第15条の4 特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額2,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとに人事委員会規則で定めるところによりその額を減じて、第一種初任給調整手当として支給する。
- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、第一種初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員の範囲、第一種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第一種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第15条の4の2 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第8条の2第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第9条第1項並びに第10条第2項及び第3項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額(定年前

2項の規定による額

- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円(当該職員が第3項に規定する職員である場合にあっては、15万円に1か月当たりの駐車料金2分の1相当額を加算した額)に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 6 通勤手当は、支給単位期間(人事委員会規則で定める通勤手当にあっては、人事委員会規則で定める期間)に係る最初の月の人事委員会規則で定める日に支給する。
- 7 略
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間(自転車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。
- 9 略

(初任給調整手当)

- 第15条の4 特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額2,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとに人事委員会規則で定めるところによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。
- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあっては、人事委員会規則で定める額)並びにこれに第14条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

- 2 第二種初任給調整手当の月額、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(特殊勤務手当)

第16条 略

第16条の2 夜間学級を置く中学校に勤務する職員のうち、夜間に勤務することを本務とする職員には、当該職員の給料月額 100 分の 5 (管理職手当を受ける者 $に$ あっては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、 100 分の 4 を超えない範囲内において、教育委員会がそれぞれ定める割合)に相当する額を超えない範囲内において、特殊勤務手当として夜間学級担当手当を支給する。

- 2 前項に定めるもののほか、夜間学級担当手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(定時制通信教育手当)

第16条の2の2 略

(へき地手当)

第16条の3 略

2～4 略

(へき地手当に準ずる手当)

第16条の4 略

2～4 略

- 5 第1項、第3項及び前項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される職員のほか、次に掲げる職員に対しては、へき地手当に準ずる手当を支給する。

(特殊勤務手当)

第16条 略

第16条の2 夜間学級を置く中学校に勤務する職員のうち、夜間に勤務することを本務とする職員には、当該職員の給料月額 100 分の 5 (管理職手当を受ける者 $に$ あっては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、 100 分の 4 を超えない範囲内において、教育委員会がそれぞれ定める割合)に相当する額を超えない範囲内において、特殊勤務手当として夜間学級担当手当を支給する。

- 2 前項に定めるもののほか、夜間学級担当手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(定時制通信教育手当)

第16条の2 略

(へき地手当)

第16条の3 略

2～4 略

- 5 へき地学校等に勤務する職員で地域手当が支給されるものには、支給される地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。

(へき地手当に準ずる手当)

第16条の4 略

2～4 略

- 5 第1項、第3項及び前項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される職員のほか、新たにへき地等学校に該当することとなった学校に勤務する職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなった日(以下この項及び次項において「指定日」という。)前に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転した者で指定日において当該異動の日から起算して3年を経過していないものに対しては、へき地手当に準ずる手当を支給する。

(1) 新たに給料表の適用を受ける職員となってへき地等学校に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員

(2) 新たにへき地等学校に該当することとなった学校に勤務する職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなった日（以下この号及び第7項において「指定日」という。）前に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転した者で指定日において当該異動の日から起算して3年を経過していないもの

6 前項（第1号に係る部分に限る。）の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、第1項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される職員に準ずるものとする

7 第5項（第2号に係る部分に限る。）の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、当該職員の指定日に勤務する学校が同号に規定する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に第1項、第3項及び第4項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。

（期末手当の支給の一時差止め）

第19条の3 略

2 略

3 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、前項の文書をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を人事委員会規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該一時差止処分を行う者の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることをもってこれに代えることができる。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過した日に、文書の交付があったものとみなす。

4～7 略

附 則

（地域手当の特例措置）

11 職員のうち、和歌山市又は橋本市に在勤する者に係る地域手当の月額、当分の間、第14条の2の規定にかかわらず、同条第2項に規定する合計額に100分の5を乗じて得た額とする。この場合において、第15条の4の2第1項中「第14条の2」とあるのは、「附則第11項」とする。

（特定日以後の給料月額の特例措置）

12～17 略

18 附則第14項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第15条第1項、第16条の2第1項、第16条の2の2及び第19条第5項（第20条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料の額との合計額」とする。

19 略

附 則

6 前項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、当該職員の指定日に勤務する学校が同項に規定する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に第1項、第3項及び第4項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。

（期末手当の支給の一時差止め）

第19条の3 略

2 略

3 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、前項の文書をいつでもその者に交付する旨を当該一時差止処分を行う者の事務所の掲示場に掲示することをもってこれに代えることができる。この場合においては、その掲示を始めた日から起算して2週間を経過した日に、文書の交付があったものとみなす。

4～7 略

附 則

（地域手当の特例措置）

11 職員のうち、和歌山市又は橋本市に在勤する者に係る地域手当の月額、当分の間、第14条の2の規定にかかわらず、同条第2項に規定する合計額に100分の5を乗じて得た額とする。

（特定日以後の給料月額の特例措置）

12～17 略

18 附則第14項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第15条第1項、第16条の2及び第19条第5項（第20条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料の額との合計額」とする。

19 略

（施行期日等）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第16条の3及び第16条の4の改正規定並びに次項及び附則第4項の規定 公布の日
- (2) 第19条の3第3項の改正規定及び附則第5項の規定 令和8年5月21日

2 この条例による改正後の教育職員の給与に関する条例（次項から附則第5項までにおいて「改正後の条例」という。）第16条の3及び第16条の4第5項から第7項までの規定は、令和7年4月1日から適用する。

（第二種初任給調整手当に関する経過措置）

3 この条例の施行の日から令和10年3月31日までの間における改正後の条例第15条の4の2第1項の規定の適用については、同項中「第14条の2」とあるのは、「第14条の2又は教育職員の給与に関する条例及び教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和7年和歌山県条例第31号）附則第5項」とする。

（へき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

4 改正後の条例第16条の4第5項から第7項までの規定は、令和4年4月2日から令和7年4月1日の前日までの間に新たに給料表の適用を受ける職員となって教育職員の給与に関する条例第16条の4第1項に規定するへき地等学校に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第42号）附則第9項に規定する暫定再任用職員を除く。）にも適用する。

（期末手当の支給の一時差止めに係る文書の交付に関する経過措置）

5 改正後の条例第19条の3第3項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後にする同条第2項の文書の交付について適用し、同日前にした同項の文書の交付については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の人事委員会規則又は教育委員会規則への委任）

6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則又は教育委員会規則で定める。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

7 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（特定任期付職員の給与条例等の適用除外等） 第9条 次に掲げる条例の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号。以下「教育職員の給与条例」という。）第8条から第10条の2まで、第14条、第14条の4から第15条の2まで、第15条の4、<u>第15条の4の2、第16条の2の2</u>、第17条、第18条の2及び第20条の2の規定</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>（特定任期付職員の給与条例等の適用除外等） 第9条 次に掲げる条例の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号。以下「教育職員の給与条例」という。）第8条から第10条の2まで、第14条、第14条の4から第15条の2まで、第15条の4、第16条の2、第17条、第18条の2及び第20条の2の規定</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2～5 略</p>

（教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 8 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則 (勤務延長職員に関する経過措置)</p> <p>2 教育職員の給与に関する条例附則第12項から第19項までの規定は、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第42号。次項において「定年条例改正条例」という。）附則第3項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>(暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>3 暫定再任用職員（定年条例改正条例附則第9項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）（定年条例改正条例による改正後の職員の定年等に関する条例（昭和59年和歌山県条例第3号）第12条に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（第5項及び第6項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が教育職員の給与に関する条例第9条第2項に規定する定年再任用短時間勤務職員（以下「定年再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される同条例第8条第3項に規定する給料表の定年再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、<u>同条例第8条の2第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される教育職員の給与に関する条例第8条第3項に規定する給料表の定年再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、<u>同条例第8条の2第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員</u>の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年再任用短時間勤務職員とみなして、<u>教育職員の給与に関する条例第15条の3第2項及び第17条第2項の規定を適用する。</u></p> <p>7 暫定再任用職員は、定年再任用短時間勤務職員とみなして、<u>教育職員の給与に関する条例第15条の4の2第1項、第19条第3項及び第20条の2第1項の規定を適用する。</u></p> <p>8 教育職員の給与に関する条例第20条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例の一部</p>	<p>附則 (勤務延長職員に関する経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の教育職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第12項から第19項までの規定は、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第42号。次項において「定年条例改正条例」という。）附則第3項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>(暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>3 暫定再任用職員（定年条例改正条例附則第9項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）（定年条例改正条例による改正後の職員の定年等に関する条例（昭和59年和歌山県条例第3号）第12条に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（第5項及び第6項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第9条第2項に規定する定年再任用短時間勤務職員（以下「定年再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される第8条第3項に規定する給料表の定年再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、<u>第8条の2第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第8条第3項に規定する給料表の定年再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、<u>第8条の2第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員</u>の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例第15条の3第2項及び第17条第2項の規定を適用する。</u></p> <p>7 暫定再任用職員は、定年再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例第19条第3項及び第20の2第1項の規定を適用する。</u></p> <p>8 <u>新給与条例第20条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（</u></p>

を改正する条例(令和4年和歌山県条例第42号)附則第9項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。))と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

9 教育職員の給与に関する条例第9条第1項、第10条、第11条、第14条、第15条の4及び第21条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

10 略

令和4年和歌山県条例第42号)附則第9項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。))と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

9 第9条第1項、第10条第2項、第4項、第6項及び第7項、第11条、第14条並びに第21条並びに新給与条例第10条第1項、第3項及び第5項並びに第15条の4の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

10 略

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第4号

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤務1時間当たりの給与額)</p> <p>第8条 前条、第17条、第19条の2及び第19条の3に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当並びに<u>初任給調整手当(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)</u>の月額の合計額に12を乗じ、これを1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから教育委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>(手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 前項の手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>第一種初任給調整手当</u></p> <p>(8) <u>第二種初任給調整手当</u></p> <p>(9)～(25) 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第17条の3 次に掲げる職員には、通勤手当を支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項、<u>第3項及び第5項</u>において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から<u>第3項まで</u>において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で教育委員会規則で定めるもの(以下この条において「<u>自転車等</u>」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外</p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額)</p> <p>第8条 前条、第17条、第19条の2及び第19条の3に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当並びに初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、これを1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから教育委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>(手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 前項の手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>初任給調整手当</u></p> <p>(8)～(24) 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第17条の3 次に掲げる職員には、通勤手当を支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項、<u>第4項及び第5項</u>において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項、<u>次項及び第4項</u>において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で教育委員会規則で定めるもの(以下この項、<u>次項及び第7項</u>において「<u>自転車等</u>」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困</p>

の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（定年前再任用短時間勤務職員、修学部分休業職員（地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けた職員をいう。）及び高齢者部分休業職員（地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けた職員をいう。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める職員に係る第2号に定める額にあっては、その額から、その額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、教育委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自転車等の使用距離の区分に応じて教育委員会規則で定める額

難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（定年前再任用短時間勤務職員、修学部分休業職員（地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けた職員をいう。）及び高齢者部分休業職員（地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けた職員をいう。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める職員に係る第2号に定める額にあっては、その額から、その額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、教育委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（第4項及び第5項において「運賃等相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア 自転車等（イの自動車を除く。以下この号において同じ。）を使用する職員

(ア) 自転車等の使用距離が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

(イ) 自転車等の使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

(ロ) 自転車等の使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円

(ハ) 自転車等の使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 1万400円

(ニ) 自転車等の使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万3,500円

(ホ) 自転車等の使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万6,600円

(ヘ) 自転車等の使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万9,700円

(ト) 自転車等の使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万2,800円

(チ) 自転車等の使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万5,900円

(リ) 自転車等の使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万9,100円

(ル) 自転車等の使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 3万2,300円

(レ) 自転車等の使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 3万5,500円

(ロ) 自転車等の使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万8,700円

イ 自動車（教育委員会規則で定めるものに限る。イにおいて同じ。）を使用する職員（自動車を使用し、かつ、自動車以外のものを使用する職員を含む。）

(ア) 自動車の使用距離が片道4キロメートル未満である職員 2,000円

- (イ) 自動車の使用距離が片道4キロメートル以上8キロメートル未満である職員
4,700円
- (ロ) 自動車の使用距離が片道8キロメートル以上12キロメートル未満である職員
7,400円
- (ハ) 自動車の使用距離が片道12キロメートル以上15キロメートル未満である職員
1万100円
- (ニ) 自動車の使用距離が片道15キロメートル以上16キロメートル未満である職員
1万400円
- (ホ) 自動車の使用距離が片道16キロメートル以上20キロメートル未満である職員
1万2,800円
- (ヘ) 自動車の使用距離が片道20キロメートル以上48キロメートル未満である職員
1万2,800円に自動車の使用距離が片道16キロメートルを超える4キロメートルごとに2,700円を加算した額
- (ト) 自動車の使用距離が片道48キロメートル以上52キロメートル未満である職員
3万3,100円
- (チ) 自動車の使用距離が片道52キロメートル以上55キロメートル未満である職員
3万4,500円
- (リ) 自動車の使用距離が片道55キロメートル以上56キロメートル未満である職員
3万5,500円
- (ル) 自動車の使用距離が片道56キロメートル以上60キロメートル未満である職員
3万5,900円
- (レ) 自動車の使用距離が片道60キロメートル以上68キロメートル未満である職員
3万8,700円
- (ロ) 自動車の使用距離が片道68キロメートル以上80キロメートル未満である職員
3万8,700円に自動車の使用距離が片道64キロメートルを超える4キロメートルごとに1,400円を加算した額
- (セ) 自動車の使用距離が片道80キロメートル以上である職員 4万4,300円

(3) 略

(3) 略

- 3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で教育委員会規則で定めるもののうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号及び第5項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、教育委員

- 3 第1項第3号に掲げる職員で、自転車駐車場又は自動車駐車場(教育委員会規則で定めるものに限る。以下この項において「駐車場」という。)を利用し、当該駐車場の駐車料金を負担することを常例とするもの(教育委員会規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項第3号に定める額に当該駐車場の教育委員会規則で定めるところにより算出した1か月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額(その額が3,000円を超えるときは、3,000円。第5項において「1か月当たりの駐車料金2分の1相当額」という。)を加算した額とする。
- 4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で教育委員会規則で定めるもののうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、教育委員

会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自転車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が教育委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第8項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(教育委員会規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として教育委員会規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、支給単位期間(教育委員会規則で定める通勤手当にあっては、教育委員会規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として教育委員会規則で定める場合にあっては、その翌月)の教育委員会規則で定める日に支給する。

7 略

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として教育委員会規則で定める期間(自転車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

9 略

(初任給調整手当)

第17条の4 特殊な専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で教育委員会規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額2,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとに教育委員会規則で定めるところによりその額を減じて、第一種初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、第一種初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員の範囲、第一種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第一種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第17条の4の2 新たに採用された職員であって

会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(次項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円(当該職員が第3項に規定する職員である場合にあっては、15万円に1か月当たりの駐車料金2分の1相当額を加算した額)に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、支給単位期間(教育委員会規則で定める通勤手当にあっては、教育委員会規則で定める期間)に係る最初の月の教育委員会規則で定める日に支給する。

7 略

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として教育委員会規則で定める期間(自転車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

9 略

(初任給調整手当)

第17条の4 特殊な専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で教育委員会規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額2,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとに教育委員会規則で定めるところによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第10条の2第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第11条第1項並びに第12条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の教育委員会規則で定める職員にあっては、教育委員会規則で定める額）並びにこれに第16条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して教育委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から教育委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、教育委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定めるものには、教育委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（特殊勤務手当）

第18条 略

第18条の2 夜間学級を置く中学校又は義務教育学校の後期課程に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師のうち、夜間に勤務することを本務とする職員には、当該職員の給料月額の100分の5（管理職手当を受ける者にあつては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、100分の4を超えない範囲内において、教育委員会がそれぞれ定める割合）に相当する額を超えない範囲内において、特殊勤務手当として夜間学級担当手当を支給する。

2 略

（へき地手当）

第18条の3 略

2～4 略

（へき地手当に準ずる手当）

第18条の4 略

2～4 略

5 第1項、第3項及び前項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される職員のほか、次に掲げる職員に対しては、へき地手当に準ずる手当を支給する。

（特殊勤務手当）

第18条 略

第18条の2 夜間学級を置く中学校又は義務教育学校の後期課程に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭及び講師のうち、夜間に勤務することを本務とする職員には、当該職員の給料月額の100分の5（管理職手当を受ける者にあつては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、100分の4を超えない範囲内において、教育委員会がそれぞれ定める割合）に相当する額を超えない範囲内において、特殊勤務手当として夜間学級担当手当を支給する。

2 略

（へき地手当）

第18条の3 略

2～4 略

5 へき地学校等に勤務する職員で地域手当が支給されるものには、支給される地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。

（へき地手当に準ずる手当）

第18条の4 略

2～4 略

5 第1項、第3項及び前項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される職員のほか、新たにへき地等学校に該当することとなった学校又は共同調理場に勤務する職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなった日（以下この項及び次項において「指定日」という。）前に当該学校又は共同調理場に異動し、当該異動に伴って住居を移転した者で指定日において当

(1) 新たに給料表の適用を受ける職員となってへき地等学校に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員

(2) 新たにへき地等学校に該当することとなった学校又は共同調理場に勤務する職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなった日(以下この号及び第7項において「指定日」という。)前に当該学校又は共同調理場に異動し、当該異動に伴って住居を移転した者で指定日において当該異動の日から起算して3年を経過していないもの

6. 前項(第1号に係る部分に限る。)の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、第1項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される職員に準ずるものとする

7. 第5項(第2号に係る部分に限る。)の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、当該職員の指定日に勤務する学校又は共同調理場が同号に規定する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に第1項、第3項及び第4項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。

附 則

(地域手当の特例措置)

10 職員のうち、和歌山市又は橋本市に在勤する者に係る地域手当の月額、当分の間、第16条の2の規定にかかわらず、同条第2項に規定する合計額に100分の5を乗じて得た額とする。この場合において、第17条の4の2第1項中「第16条の2」とあるのは、「附則第10項」とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第18条の3及び第18条の4の改正規定並びに次項及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例(次項及び附則第4項において「改正後の条例」という。)第18条の3及び第18条の4第5項から第7項までの規定は、令和7年4月1日から適用する。

(第二種初任給調整手当に関する経過措置)

3 この条例の施行の日から令和10年3月31日までの間における改正後の条例第17条の4の2第1項の規定の適用については、同項中「第16条の2」とあるのは、「第16条の2又は市町村立学校職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(令和7年和歌山県条例第32号)附則第5項」とする。

(へき地手当に準ずる手当に関する経過措置)

4 改正後の条例第18条の4第5項から第7項までの規定は、令和4年4月2日から令和7年4月1日の前日までの間に新たに給料表の適用を受ける職員となって市町村立学校職員の給与に関する条例第18条の4第1項に規定するへき地等学校に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年和歌山県条例第42号)附則第9項に規定する暫定

該異動の日から起算して3年を経過していないものに対しては、へき地手当に準ずる手当を支給する。

6. 前項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、当該職員の指定日に勤務する学校又は共同調理場が同項に規定する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に第1項、第3項及び第4項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。

附 則

(地域手当の特例措置)

10 職員のうち、和歌山市又は橋本市に在勤する者に係る地域手当の月額、当分の間、第16条の2の規定にかかわらず、同条第2項に規定する合計額に100分の5を乗じて得た額とする。

再任用職員を除く。）にも適用する。

（その他の経過措置の教育委員会規則への委任）

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

6 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（特定任期付職員の給与条例等の適用除外等） 第9条 次に掲げる条例の規定は、特定任期付職員には適用しない。 (1)～(3) 略 (4) 市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号。以下「市町村立学校職員の給与条例」という。）第10条から第12条の2まで、第16条、第16条の4から第17条の2まで、<u>第17条の4、第17条の4の2、第18条の2の2、第19条の2、第19条の3及び第21条の2の規定</u> 2～5 略</p>	<p>（特定任期付職員の給与条例等の適用除外等） 第9条 次に掲げる条例の規定は、特定任期付職員には適用しない。 (1)～(3) 略 (4) 市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号。以下「市町村立学校職員の給与条例」という。）第10条から第12条の2まで、第16条、第16条の4から第17条の2まで、<u>第17条の4、第18条の2の2、第19条の2、第19条の3及び第21条の2の規定</u> 2～5 略</p>

（市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

7 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則 （勤務延長職員に関する経過措置） 2 市町村立学校職員の給与に関する条例附則第11項から第18項までの規定の適用については、教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第55号）附則第2項の規定の例による。</p> <p>（暫定再任用職員に関する経過措置） 3 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第42号。以下この項において「定年条例改正条例」という。）附則第9項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）（定年条例改正条例による改正後の職員の定年等に関する条例（昭和59年和歌山県条例第3号）第12条に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（第5項及び第6項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が市町村立学校職員の給与に関する条例第11条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（第5項及び第6項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される同条例第10条第3項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第10条の2第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>4 略</p>	<p>附則 （勤務延長職員に関する経過措置） 2 この条例による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第11項から第18項までの規定の適用については、教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第55号）附則第2項の規定の例による。</p> <p>（暫定再任用職員に関する経過措置） 3 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第42号。以下この項において「定年条例改正条例」という。）附則第9項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）（定年条例改正条例による改正後の職員の定年等に関する条例（昭和59年和歌山県条例第3号）第12条に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（第5項及び第6項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第11条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（第5項及び第6項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される第10条第3項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第10条の2第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>4 略</p>

- 5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される市町村立学校職員の給与に関する条例第10条第3項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第10条の2第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、市町村立学校職員の給与に関する条例第17条第2項及び第17条の3第2項の規定を適用する。
- 7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、市町村立学校職員の給与に関する条例第17条の4の2第1項及び第21条の2第1項の規定を適用する。
- 8 市町村立学校職員の給与に関する条例第11条第1項、第12条、第13条、第16条、第17条の4及び第22条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 9 略

- 5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第10条第3項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第10条の2第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第17条第2項及び第17条の3第2項の規定を適用する。
- 7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第21の2第1項の規定を適用する。
- 8 第11条第1項、第12条第2項、第4項、第6項及び第7項、第13条、第16条並びに第22条並びに新給与条例第12条第1項、第3項及び第5項並びに第17条の4の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 9 略

和歌山県グローバル人材育成基金の設置、管理及び処分に関する条例をここに公布する。

令和8年3月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第5号

和歌山県グローバル人材育成基金の設置、管理及び処分に関する条例

（設置）

第1条 国際社会で活躍することができる人材の育成を目的とした学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校の生徒その他の知事が定める者に対する海外への留学の支援に要する経費の財源に充てるため、和歌山県グローバル人材育成基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条の経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。